分）のうち教育・保育給付認定保護者（短時間）が子ども・子育て支援法施行令第４条第２項第４号の区分に該当し、かつ、同令第13条第１項第１号に該当する３号認定子ども数

y23　前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち教育・保育給付認定保護者（短時間）が子ども・子育て支援法施行令第４条第２項第３号の区分に該当し、かつ、同令第13条第１項各号に該当しない３号認定子ども数

y24　前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち教育・保育給付認定保護者（短時間）が子ども・子育て支援法施行令第４条第２項第３号の区分に該当し、かつ、同令第13条第１項第１号に該当する３号認定子ども数

y25　前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち教育・保育給付認定保護者（短時間）が子ども・子育て支援法施行令第４条第２項第２号の区分に該当し、かつ、同令第13条第１項各号に該当しない３号認定子ども数

y26　前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち教育・保育給付認定保護者（短時間）が子ども・子育て支援法施行令第４条第２項第２号の区分に該当し、かつ、同令第13条第１項第１号に該当する３号認定子ども数

y27　前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち教育・保育給付認定保護者（短時間）が子ども・子育て支援法施行令第４条第２項第１号の区分に該当し、かつ、同令第13条第１項各号に該当しない３号認定子ども数

y28　前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち教育・保育給付認定保護者（短時間）が子ども・子育て支援法施行令第４